

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 公印の新調 (私学文書課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者) (農林水産経営支援課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (同) 二
- 海岸保全区域の指定 (河川課) 二
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
- 指定管理者の変更の届出 (同) 三
- 土地改良事業計画変更の適当の決定 (大河原地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 四

告 示

○宮城県告示第七十四号
次のとおり公印を新調した。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日
宮城県知事 印	知事 印	二級建築士 免許証明書 用木造建築 士免許証明 書用		平成二十四年 二月二十二日

○宮城県告示第七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 石巻漁業実習協議会

一 代表者の氏名 山根 正治

二 主たる事務所の所在地 石巻市魚町二丁目八番地

三 定款に記載された目的

この法人は、外国人技能実習制度で漁業の技術等を習得しようとする外国人に対して、入出国における支援及び滞在期間中における生活の支援に関する事業を行い、母国の経済発展を担う人材の育成に資するとともに、日本の沿岸漁業の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年一月三十一日

○宮城県告示第七十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山字下川原町八十四・二十九	平成二十四年三月一日	平成二十七年二月二十八日

○宮城県告示第七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五二〇二二九	指定就労継続支援多機能型あしあと 仙台市青葉区小田原五丁目一、十六	就労移行支援	特定非営利活動法人あしあと	平成二十四年三月一日
○四一五二〇二七八	発達支援トレーニングジム「しやーれ」 仙台市青葉区大町二、六・二十七岡元ビル三階	児童デイサービス	一般社団法人「ぶれいん・ゆにいくす」	平成二十四年三月一日
○四一五二〇二八六	せんだんの杜遊杜家 仙台市青葉区川平三丁目三十二、十一	児童デイサービス	社会福祉法人東北福祉会	平成二十四年三月一日
○四一五二〇八六四	福室つばめっこ 仙台市宮城野区福室七丁目六、四十四	児童デイサービス	特定非営利活動法人つばめっこ	平成二十四年三月一日
○四一五三〇二六八	おばま介護支援センター 仙台市若林区沖野六丁目三十一番三十二号	同行援護	有限会社おばま介護支援センター	平成二十四年三月一日
○四一五三〇〇六一五	アクティブ・ぼーと 仙台市若林区蒲町十一、二十一	児童デイサービス	特定非営利活動法人アクティブ	平成二十四年三月一日
○四一五五〇〇六四四	はまなすヘルパーステーション 仙台市泉区泉中央二丁目十六番一号	同行援護	コスモスケア株式会社	平成二十四年三月一日
○四一五五〇〇八五九	七北田つばめっこ 仙台市泉区七北田字日野百二十三、九	児童デイサービス	特定非営利活動法人つばめっこ	平成二十四年三月一日

○宮城県告示第七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
女川町宮城 川町支 同組合 同組合 所支 の地 のう 川女 域の	総トン数十ト 以上二十ト 未満の漁船 により行う漁 業	平成二十四年 二月二十一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二丁目 七 鈴木忠一郎 牡鹿郡女川町御前浜字 御前百三 相原廣悦	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示され た宮城県漁業協 同組合の女川 町の指ヶ浜 の区域	平成二十四年 二月二十七日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二十一、三 大江清明 牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二十六 鈴木浩勝	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	三人

○宮城県告示第八十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に

三 縦覧場所
蔵王町役場、大河原町役場、村田町役場

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年三月二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館吉田字前沖百四番及び百十三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市太白区柳生一丁目十番十三号
株式会社福重企画

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 光造形システム 一式

2 五軸切削加工機 一式

3 固定型モニタリングポスト七台ほか 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

1 一の1の購入物品 平成二十四年一月二十五日

2 一の2の購入物品 平成二十四年一月三十日

3 一の3の購入物品 平成二十四年二月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

1 一の1の購入物品 株式会社富士通マーケティング 東京都文京区後楽一丁目七番二十七号

2 一の2の購入物品 丸繁株式会社 仙台市宮城野区宮城野一丁目二十番十二号

3 一の3の購入物品 日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二十二番一号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 四千六万二千五百円
2 一の2の購入物品 五千九百一万円
3 一の3の購入物品 三千八百八十万八千円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日

1 一の1及び2の購入物品 平成二十三年十二月九日

2 一の3の購入物品 平成二十四年一月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十四年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百九十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十四年四月二十四日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 七十キロリットル 平成二十四年五月 二百キロリットル 平成二十四年八月 二百キロリットル 平成二十四年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年三月二十八日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年三月二十八日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年三月二十八日まで必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年四月三日午前九時から平成二十四年四月十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十四年四月十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十四年四月十二日午前十時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 190 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : April 24, 2012
- 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : April 11, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Yasuhiro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3621